

社会福祉法人ことぶき会

特別養護老人ホームことぶき荘風水害防災計画

(目的)

第1条 この計画は、風水害対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 風水害が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下防災組織班という。)は、次のとおりとし、その編成及び任務を防災組織図及び任務分担表のとおりとする。

- 一 防災組織班に災害対策本部長(以下、本部長)及び副本部長を置く。
- 二 災害対策本部長のもとに通報・連絡・情報班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。
- 三 職員参集基準は以下の通りとする。

注意配備体制 地域に大雨・洪水・暴風雪注意報が一つ以上発表された時は、防災対策本部長は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること。

警戒配備体制 地域に大雨・洪水・暴風雪警報が一つ以上発表された時は、防災対策本部長及び各班長は施設へ出勤すること。

災害対策本部体制 地域に風水害が発生又は発生が予想される時は、防災対策本部長及び各班長は施設へ出勤すること。その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること。

(本部長等の権限及び業務)

第3条 本部長は、防災組織班の活動に関する一切の権限をもち、風水害に伴う大雨・暴風・大雪警報等が発表された場合に、建物のガラス破損、土砂崩れ等、災害が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 通報・連絡・情報班に風水害による災害に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 風水害に伴う災害が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に利用者等の避難誘導にあたらせること。
- 四 職員は災害別行動マニュアル(風水害編)に沿って、各自の対応に当たること。
- 五 前号に掲げるほか、風水害からの避難に支障がない範囲で、被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(職員の責務)

第4条 風水害に伴う大雨・暴風・大雪警報等が発表されたとき又は建物のガラス破損、土砂崩れ等、災害が発生したことを覚知した職員は、直ちに本部長及び通報・連絡・情報班にその旨を報告するものとする。また、施設周辺の道路での泥水の発生や、近隣山麓からの異音の発生など、土砂災害の前兆現象の把握にも努める。

(通報・連絡・情報班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 本部長の指示に基づき、ただちに風水害による災害に関する情報の収集につとめ、隨時本部長に報告すること。
- 二 本部長の指示に基づき、風水害による災害に関する情報及び本部長の命令の内容等防災上必要な情報を、次号に定める手段を用い、利用者、その他の職員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた利用者等に対する情報伝達のための例文を定め、放送設備、拡声器等を用いて伝えること。なお、通常の伝達手段が放送設備等の場合は、災害の影響により寸断されることも考慮し、他の伝達手段を確保すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 風水害の発生又は本部長の指示に基づき、速やかに、建物内の避難路の確保及び安全を確認し、避難誘導を開始する。また、完了後はその旨を直ちに本部長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 本部長から避難誘導開始の指示を受けたときは、利用者等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めるのこと。
- 四 利用者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに本部長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 本部長は、風水害が発生した以後の状況等から、この防災計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、本部長は直ちに班員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの防災計画どおりに活動することが困難又は適當でないと判断したときは、ただちに本部長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(避難場所及び避難経路)

第8条 避難場所及び避難経路は次の通りとする。

- 一 風水害が発生したことにより、建物のガラス破損、土砂崩れ等の発生が予想される場合は、ことぶき荘4階フロアの避難場所指定区域とし、東西の階段2箇所を使用する。

(訓練)

第9条 本部長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。

情報伝達訓練 緊急連絡網及び一斉メールによる伝達訓練

避難誘導訓練 利用者を上階へ搬送を行う。搬送方法については、火災・津波等の訓練と同様であり、その訓練にかえることもできる。

また、災害発生時には地域の関係機関や住民等との協力体制が必要であり、地域防災訓練への参加や地域への協力要請など、地域住民との良好な関係を構築すること。

(教育)

第10条 本部長が、職員等に対して行う教育は次による。

- 一 風水害に伴い発生すると予想される災害に関する知識

- 二 風水害に関する一般的な知識
- 三 風水害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 四 風水害が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 五 風水害対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 風水害対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第11条 本部長が、利用者等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 風水害が発生した場合に、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上
 とするべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識